

大阪広域水道企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事のうち、土木工事及び建築工事における特定建設工事共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、特定建設工事共同企業体とは、大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するため、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体が施工できる工事)

第3条 特定建設工事共同企業体が施工できる工事は、一般競争入札の方法により契約を締結する工事のうち、次の各号のいずれかに該当する大規模工事であって、工事の技術的難度を総合的に勘案し、共同請負によることが適当と認められるものとする。

- (1) 予定価格が9億円以上の土木工事
- (2) 予定価格が8億円以上の建築工事

(特定建設工事共同企業体の構成要件)

第4条 特定建設工事共同企業体の施工方式は、構成員の出資割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し、一体となって施工する共同施工方式とする。

- 2 特定建設工事共同企業体の結成は、自主結成によるものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2又は3者とする。ただし、対象とする工事の規模、性格等に照らして、特に必要と認められる場合には5者までとすることができるものとする。
- 4 特定建設工事共同企業体における構成員のうち最小出資者の出資比率は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める比率とする。
 - (1) 構成員が2者の場合 30%
 - (2) 構成員が3者の場合 20%
 - (3) 構成員が4者の場合 15%
 - (4) 構成員が5者の場合 12%
- 5 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該共同企業体の構成員のうち等級区分が上位又は同等以上の者、かつ出資比率が最大の者とする。
- 6 特定建設工事共同企業体の構成員には、大阪府内の業者（大阪府の区域内に建設業法施行規

則（昭和24年建設省令第14号）第6条にいう主たる営業所を置く者）を1者以上含まなければならないこととする。

7 特定建設工事共同企業体の構成員は、別表の業種欄及び予定価格欄に掲げる区分に対応する等級とする。

8 特定建設工事共同企業体の構成員は、同一の工事のために結成する他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。

（特定建設工事共同企業体の構成員の技術的要件）

第5条 企業団は、発注工事ごとに必要に応じて、特定建設工事共同企業体の構成員が満たすべき技術的要件として次の各号に掲げる事項を定めることができるものとする。

(1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、営業年数が5年以上あること。

(2) 発注工事を構成する一部の工事を含む工事について元請実績、又は当該工事と同種工事の施工実績があること。

(3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

附 則

この要綱は、平成23年8月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表 特定建設工事共同企業体の予定価格別等級組合せ

業種	予定価格	構成員数	等級組合せ	備考
土木工事	9億円以上 13億5,000万円未満	2者	A+B	・ A 単体企業の入札参加不可 ・ 1者は府内業者とする。
	13億5,000万円以上 特例政令に定める 金額未満	2者	AA+A A+A	・ AA 単体企業の入札参加可能 ・ JV の場合、1者は府内業者とする。
	特例政令に定める 金額以上	2又は3者	AA+AA+AA AA+AA+A AA+A+A AA+AA AA+A	・ 代表構成員は AA 等級とする。 ・ 必要な場合には、構成員数を5者までとすることができる。 ・ 1者は府内業者とする。
建築工事	8億円以上 特例政令に定める 金額未満	2者	AA+A	・ AA 単体企業の入札参加可能 ・ JV の場合、1者は府内業者とする。
	特例政令に定める 金額以上	2又は3者	AA+AA+AA AA+AA+A AA+A+A AA+AA AA+A	・ 代表構成員は AA 等級とする。 ・ 必要な場合には、構成員数を5者までとすることができる。 ・ 1者は府内業者とする。

* 特例政令に定める金額

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分のうち「特定役務のうち建設工事の調達契約」に定める額をいう。（※適用期間は、公告日を基準とする。）

参 考

「特定役務のうち建設工事の調達契約」に定める額

令和6年4月1日から令和8年3月31日までに公告する案件・・・27.2億円